



ゴールデンウィークの救急医療体制

伊賀市応急診療所 (上之庄 1700-1 ☎ 22-9990)

【診療科目】 一般診療・小児科

【診療時間】

- ◆5月3日(金・祝)・4日(土・祝)・5日(日・祝)・6日(月・休)
- 午前9時～正午・午後2時～5時・午後8時～11時
- ※ゴールデンウィーク中の診療は大変混み合い、待ち時間が長くなることが予測されます。
- ※発熱やかぜ症状のある人は事前に電話してください。

- ※受付時間は診療終了時刻の30分前までです。
- ※各種感染症検査(インフルエンザ・新型コロナウイルスなど)は行っていません。
- ※点滴・レントゲン検査・血液検査などはできません。
- ※健康保険証・各種受給者証・お薬手帳などを持参してください。
- ※クレジットカードでの支払いはできません。

歯科診療

【診療時間】 午前9時～午後5時

- ◆5月3日(金・祝) 服部歯科医院 (佐那具町 640) ☎ 23-3130
- ◆5月4日(土・祝) 富嶋歯科医院 (阿保 215-2) ☎ 52-0129
- ◆5月5日(日・祝) 中川歯科医院 (上野小玉町 3068) ☎ 21-0334
- ※事前に電話で確認し、健康保険証などを持参してください。
- ※上記以外の診療などについては、救急医療情報センター(☎ 059-229-1199)へお問い合わせください。

二次救急実施病院

【実施時間帯】 午前8時45分～翌日午前8時45分

- ※岡波総合病院は午前9時～翌日午前8時45分
- ◆5月3日(金・祝) 上野総合市民病院
- ◆5月4日(土・祝) 名張市立病院
- ◆5月5日(日・祝) 岡波総合病院・名張市立病院
- ◆5月6日(月・休) 岡波総合病院

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 22-9705 FAX 22-9673
✉ iryoufukushi@city.iga.lg.jp



あなたの家は大丈夫？ 木造住宅の耐震化などを支援します

市では大規模地震に備え、木造住宅の耐震化支援などを行っていますのでご利用ください。

◆木造住宅耐震診断事業(無料)

【対象】 昭和56年5月31日まで
に建築(着工)された3階建て以下の木造住宅。店舗などを併設している場合は、延床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの



◆木造住宅の補強工事

木造住宅耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いと診断された(評点が0.7未満)住宅のうち、現在居住しているか、今後居住が見込まれる木造住宅の評点を1.0以上にする補強設計・工事に対し補助します。(期限内に耐震改修を行った場合、税制上の優遇措置があります。)
※補助を受けられるのは1敷地1棟限り



○木造住宅耐震補強計画(設計)の補助
1棟あたりの補強設計に要した経費の3分の2(最大18万円)

○木造住宅耐震補強工事の補助
耐震補強計画に基づく改修工事で、1棟あたりの補強に要した経費の一部(割合により計算。最大115万4千円)

○リフォーム工事の補助
右記の木造住宅耐震補強工事と同時に行う機能向上を伴うリフォームに要する経費の3分の1(最大40万円)
※ただし、市内に本店・支店・営業所を有する建設業者が施工する(同一)



◆ブロック塀の撤去費補助

【対象】 市内にある道路からの高さが1mを超えるブロック塀などで、道路に面し、地震で倒壊または転倒の危険があるもの
※標準事業費(6千円/㎡)と工事費を比較して低い方の2分の1(最大15万円)



◆耐震のない木造住宅(空き家) 除却工事

木造住宅耐震診断の結果、評点が0.7未満の空き家となっている木造住宅の除却工事を補助します。
※1棟あたりの除却工事に要した経費の23%(最大20万7千円)
※ただし、市内に本店を有する建設業者が施工すること



【申請期間】

4月10日(水)～12月27日(金)
※予算に限りがありますので、まずはご相談ください。
※補助に関しては対象となる木造住宅やブロック塀の立地など条件があります。
※いずれの補助事業も、工事などの契約・着工までに申請が必要です。

4月1日スタート

新しい妊産婦・子育ての相談窓口を開設します

母子保健・こども発達関係の相談・申請受付窓口が変わります

4月からすべての妊産婦・子育て世帯・子どもへの相談支援を一体的に行います。そのため、健康推進課母子保健係、こども発達支援センターがハイトピア伊賀4階から本庁舎へ移転し、新設「こども家庭支援課」として相談や申請受付などを行います。相談・連絡先は次のとおりです。



こども家庭支援課 (本庁舎2階・3階)

<p>妊産期～出産・育児期の 母子保健に関すること 本庁舎2階(一部3階)へ移転します ☎ 41-1556</p> <p>母子健康手帳交付、乳幼児健診、教室、訪問、妊産婦・子育て相談、不妊治療助成など</p>	<p>こども・児童福祉に関すること 本庁舎2階 (場所の移転はありません) ☎ 22-9609</p> <p>ひとり親、女性相談、ヤングケアラー相談、家庭児童相談、児童虐待相談など</p>	<p>こどもの発達に関すること 本庁舎3階へ移転します ☎ 22-9627</p> <p>幼児期から学童期のこどもの発達支援・相談など</p>
--	--	---



母子健康手帳の交付手続きが変わります

妊娠した場合、医療機関で妊娠届出書が交付されますので、市役所への届出が必要です。届出時には、妊婦さん本人と保健師などの面談が必要となるため、予約制を導入します。※面談時間は30分～1時間程度です。

【開始日】 4月1日(月)から 【届出場所】 こども家庭支援課 (本庁舎2階)

【申請先・問い合わせ】
住宅課
☎ 22-9707 FAX 22-9709
✉ jutaku@city.iga.lg.jp

